



平成 28 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U M N フ ァ ー マ
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 平 野 達 義
 会 長 兼 社 長
 (コード番号：4585 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 取 締 役 財 務 部 長 橋 本 裕 之
 (TEL. 045-595-9840)

**第 20 回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）の
 発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 11 月 4 日開催の取締役会において決議した、Evolution Biotech Fund を割当先とする第 20 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行に関して、この度、平成 28 年 11 月 21 日に発行価額の総額（10,800,000 円）の払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 28 年 11 月 4 日公表の「第 20 回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）の発行及び新株予約権買取契約（「コミット・イシュー」）の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 第三者割当による本新株予約権の発行及び本新株予約権に係る発行価額の払込完了について

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 28 年 11 月 21 日
(2) 発行新株予約権数	1,500,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 10,800,000 円（第 20 回新株予約権 1 個当たり 7.2 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,500,000 株（新株予約権 1 個につき 1 株）
(5) 行 使 価 額	当初行使価額：1,014 円 ただし、行使価額は、平成28年11月21日（当日を含みます。）から 5 価格算定日が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」という。）であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます（以下、同じ）。本項に基づき行使価額が修正される場合、各 5 価格算定日の最終日の翌取引日（以下、「修正日」という。）に、行使価額は、修正日に先立つ連続する 5 価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額（以下、「基準行使価額」という。ただし、当該金額が、下記【ご参考】欄記載の上限行使価額を上回る場合は上限行使価額とし、下記【ご参考】欄記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。また、上記の連続する 5 価格算定日の間に本新株予約権の発行要項第11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該連続する 5 価格算定日の各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。

	<p>ただし、いずれかの修正日において基準行使価額が2,252円（以下、「上限撤回価額」という。）を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額（ただし、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）となります。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義します。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）</p>
(6) 募集又は割当て方法	第三者割当ての方法による。
(7) 割 当 先	Evolution Biotech Fund

【ご参考】

※「コミット・イシュー」とは

当社が新株予約権の行使によって発行される株式の最大総数（本新株予約権については1,500,000株）を予め定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格（VWAP）に基づき、本新株予約権の発行日以降、原則として61価格算定日以内に、割当先が必ず全株式を購入する（**全部コミット**）手法です。また、それに加えて、本新株予約権の発行日以降、原則として28価格算定日以内に、600,000株相当分以上の本新株予約権の行使をすること（**前半コミット**）を約しております。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。

また、全ての本新株予約権の行使に関して、1,689円という上限行使価額が定まっており、原則全12回の各修正後の基準行使価額（なお、修正後の各基準行使価額は、当該修正に先立つ5連続価格算定日の、各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）を基準に算出されます。）と比較して発行されることとなります。ただし、修正後の基準行使価額が2,252円を超える場合、当該修正を含め、以降の修正に関しては上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は再びその時々の売買高加重平均価格（VWAP）を基準に算出された基準行使価額となります。

	第20回新株予約権
発 行 数	1,500,000個
発 行 価 額 の 総 額	10,800,000円
行 使 価 額 の 総 額	1,521,000,000円
期 間	最長5ヶ月
リ セ ッ ト 回 数	通算で最大16回（予定）
上 限 行 使 価 額	1,689円
上 限 撤 回 価 額	2,252円
行 使 価 額	VWAPの90%
全 部 コ ミ ッ ト	有り
部 分 コ ミ ッ ト	有り
下 限 行 使 価 額	563円

(注) 本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権行使時の市場環境により変化する可能性があります。

以 上